

平成23年度 消防設備士試験 試験案内

(財) 消防試験研究センター山口県支部

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の9第1項の規定により山口県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり実施します。

受験の申込方法には、**受験願書による申請(「書面申請」)**とインターネットからの申請(「電子申請」)の2通りがあります。

この試験案内は、書面申請を主体に記載しています。**電子申請については、必ず当センターのホームページで最新の内容を確認して申し込んでください。**(ホームページ <http://www.shoubo-shiken.or.jp>)

この試験案内には、**受験手続きの方法**のほか、**受験上の注意事項**及び合格時の**免状交付申請方法**も掲載していますので、都度ご確認ください。

試験当日は、写真を貼った受験票を必ずご持参ください。忘れると受験することができません。

平成21年以前の旧様式の受験願書(右上に写真貼付欄のあるもの)は使用しないでください。

試験案内は、最後までよく読んで、記載されている内容に同意した上でお申し込み下さい。申し込まれた方は、試験案内に記載されたすべての事項に同意されたものとみなさせていただきます。

受験申請から免状交付までの手続き全体の流れについては、**末尾の30ページ**をご覧ください。

1 試験の種類

甲種(次表の工事・整備・点検の資格取得)

指定区分	消 防 用 設 備 等 の 種 類
特 類	特殊消防用設備等
第 1 類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備
第 2 類	泡消火設備
第 3 類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備
第 4 類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備
第 5 類	金属製避難はしご、救助袋、緩降機

乙種(次表の整備・点検の資格取得)

指定区分	消 防 用 設 備 等 の 種 類
第 1 類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備
第 2 類	泡消火設備
第 3 類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備
第 4 類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備
第 5 類	金属製避難はしご、救助袋、緩降機
第 6 類	消 火 器
第 7 類	漏電火災警報器

2 試験の日時及び場所(受験地)

試験日	試験の種類	時 間		試験の場所 (受験地)	試験会場
		集合時間	試 験 時 間		
9月4日 (日曜日)	甲特	8:30まで	9:00~11:45	下 関 市 山 口 市 周 南 市	左記市内の 受験票で指 定する会場
	甲1・2・3		9:00~12:15		
	乙1・2・3		9:00~10:45		
	甲4・5	13:00まで	13:30~16:45		
	乙4・5・6・7		13:30~15:15		

(注1) 願書受付後は試験の種類や受験地の変更はできません。

願書の受験地欄には、上表の太枠内の受験地名を書いてください。

(注2) 試験当日は試験開始30分前から受験上の注意事項を説明しますので、**試験開始30分前までに必ず会場に集合**してください。

(注3) 試験の一部免除者の時間は、14ページ以降の「試験の一部免除・試験時間・試験問題数一覧表」を参照してください。

3 受験願書の受付期間

【書面申請】平成23年7月4日(月)から平成23年7月15日(金)まで

(郵送の場合は、7月15日の消印があるものまで有効)

窓口での受付時間は受付期間中の土日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までです。

【電子申請】平成23年7月1日(金)から平成23年7月12日(火)まで

(書面申請の受付期間とは異なりますので、ご注意ください。)

電子申請は、受付開始日の午前9時から受付締切日の午後5時まで、上記期間中は24時間いつでも受け付けます。

一旦提出し、センターで受理された受験願書(申込)は、取り下げることはできません。
したがって、試験手数料もお返しできません。(仕事等の都合で、受験できなくなった場合でも同様です。)

4 受験願書の受付場所及び受付方法

【書面申請】

受験願書に、定められた事項を「かい書」で、はっきり正確に記入し、添付書類の必要なものは、**書類を添えて、次のいずれかに提出**してください。

- (1) 地区の危険物安全協会(消防本部予防課内 ただし、周東地区協会を除く。)
- (2) 柳井地区消防本部(周東地区の場合)
- (3) (財)消防試験研究センター山口県支部……………**窓口へ提出又は郵送**

郵送の場合は、願書を折り曲げずに、そのまま入る大きさの封筒(角2型)を使用してください。

【電子申請】

当センターホームページにアクセスし、電子申請メニュー画面から申し込んでください。

[<http://www.shoubo-shiken.or.jp>]

電子申請には、「個人申請」、「団体個別申請」、「団体一括申請」の3区分があります。詳しくは当センターホームページでご確認ください。

なお、電子申請を予定されている団体のご担当の方は事前に当支部にご連絡ください。

5 受験資格

(1) 乙種試験 だれでも受けることができます。

(2) 甲種試験 一定の受験資格が必要です。

(20ページ以降の「甲種受験資格と証明書類」を参照してください。)

6 受験申請に必要な書類等

書面申請では、**受験する種類ごとに**次の書類が必要です。

電子申請については、当センターホームページでご確認ください。

- (1) **受験願書** 9ページ以降の受験願書の「記入要領と記載例」参照
- (2) **甲種受験者は、受験資格を証明する書類として、次のいずれかを貼付してください。**
 - ア 20ページ以降に記載の「甲種受験資格と証明書類」の各対象に応じた**証明書類**
 - イ **過去の甲種受験票又は試験結果通知書(資格判定コード欄に番号が印字されているものに限る。)(コピー不可)**
過去いずれかの支部で甲種の受験願書を提出し、その受付を済ませたことのある方については、その時の受験票(欠席した場合を含む)又は結果通知書(受験して不合格だった場合)を貼付することにより、甲種の受験資格の証明に代えることができます。
- (3) **試験の一部免除を受ける資格を有する方は、その資格を証明する書類**
(6ページの「12 試験の一部免除」を参照してください。)
- (4) **既得消防設備士免状のコピー**(既得免状を有している方)
表・裏のコピーを受験願書B面の裏面に必ず貼付してください。
- (5) **試験手数料の払込証明書**
次の「7 試験手数料の払込み方法」を参照してください。

(注)「写真」は申請時には不要ですが、試験当日持参する受験票に必ず貼ってください。

7 試験手数料の払込み方法

- (1) **試験手数料 書面申請、電子申請共通** 消費税非課税

甲 種	乙 種
5,000円	3,400円

- (2) **書面申請の場合の払込方法** 12～13ページの例示参照
 - ア 受験願書用紙と一緒にお渡しする**所定の払込用紙**(お渡しする払込用紙以外のものでは、受け付けられません。)を使って、試験手数料を**郵便局の窓口で払い込んでください。**
(注)郵便局窓口での払い込みには、別途、**払込手数料120円**が必要です。
 - イ 次に「**振替払込受付証明書(受験願書添付用)**」を受験願書用紙の試験手数料欄にのり付けしてください。(郵便局の日附印の無い証明書や本人用の「受領証」では受付できません。)また、証明書を紛失した場合、**再度払い込みが必要**となりますので大切に扱ってください。
(注)機械払込も可能ですが、この場合、必ず払込局の窓口で「**振替払込受付証明書(お客さま用)**」に日附印を受けてください。**日附印の無いものは無効**となりますので注意してください。
日附印の押印に関して、払込局との間で問題が生じたときは、「**ゆうちょコールセンター(0120-108420)**」にお問い合わせください。
- (3) **電子申請の場合の払込方法**
次の4通りの払込方法があります。詳しくは、**当センターホームページをご覧ください。**
ペイジー決済 コンビニエンスストア決済 クレジットカード決済 銀行振込
- (4) **書面申請、電子申請ともに、一旦払い込みされた試験手数料のお返しはできません。**

8 受験票の送付及び写真の貼付

(1) 受験票の送付

(注) 試験当日、受験票を持参しない方は受験できません。

【書面申請】

8月23日(火)に郵送(予定)

試験日のおおむね1週間前(8月27日頃)になっても届かない場合は、必ず(財)消防試験研究センター山口県支部(電話083-924-8679)にお問い合わせください。

【電子申請】

上記の書面申請の受験票発送に合わせて、申請時に登録した電子メールアドレスに受験票がダウンロードできる旨のメールを送信します。受験者各自が受験票をダウンロードして印刷してください。

試験日のおおむね1週間前(8月27日頃)になってもメール受信できない場合は、必ず(財)消防試験研究センター電子申請室(電話0570-07-1000)にお問い合わせください。

(2) 受験票への写真貼付 書面申請、電子申請共通

次の写真を1枚準備し、受験票に貼り(全面的り付け)試験当日、必ず持参してください。

(注) 1 受験票に写真を貼っていないと受験できませんのでご注意ください。

2 写真は本人確認及び合格したときの免状作成に使用しますので、確認ができないようなサイズや画質等では受験できないことがありますのでご注意ください。

ふち無しの縦4.5cm、横3.5cmの大きさ(サイズはパスポート用と同じ)

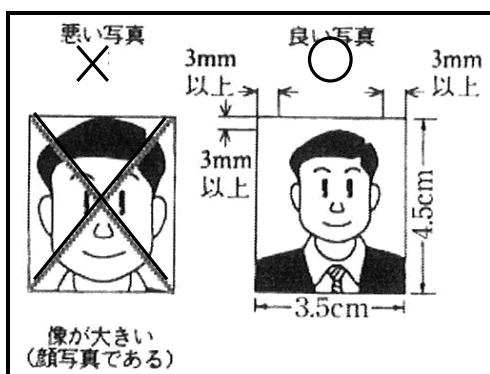
無帽、無背景、正面向き、上三分身像のもの(左下図参照)

カラー、白黒のどちらでも可

受験日前6ヶ月以内に撮影したもの

顔のよくわかる鮮明なもの(デジタル写真の場合は写真専用紙を使用のこと)

裏面に氏名、年齢及び撮影年月日を記入



不適切な写真の例 :

- ・写真をカラーコピーしたもの
- ・規定のサイズ(縦4.5cm、横3.5cm)を満たしていないもの
- ・サングラス、帽子を着用しているもの
- ・背景に壁の模様や家具等が写っているもの
- ・全面に顔だけが大きく写り、顔の上方・左右に余白が無いもの
- ・上半身全体を広く写したため、顔が小さくなりすぎたもの
- ・頭頂部が写っていないものや前髪等で目元が隠れているもの
- ・ピンぼけで不鮮明なもの

9 試験当日の注意事項

(1) 試験当日は、所定の写真(上記8参照)を貼付した受験票、鉛筆(B又はHB)数本及び消しゴムを必ず持参してください。

【受験票についての特別注意事項】

次ページの受験票の例示参照

受験票を持参しないと受験できません。

受験票に前記8(2)の写真を貼付していないと受験できません。

受験票の氏名欄には受験者の氏名を「かい書」で記入してください。

【参考】受験票のイメージ図

消防設備士試験 受験票

写 真

縦4.5cm×横3.5cm

○ ○

写真の裏面に氏名・年齢
及び撮影年月日を記載
6ヶ月以内に撮影したもの
(無帽、無背景
正面上半身像)
しっかりとりのり付けして
下さい。

複数受験者座席番号 (1234)

受験番号	01-0001	試験の種類	乙種第4類
カナ氏名	シケン タロウ		
氏 名	受験者氏名を「かい書」で記入してください。		
試 験 日 時	平成 23年03月20日 [1/2] 10時00分集合 10時30分試験開始		
試験会場	〇〇〇会場 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3		
(試験室)	講義室0101		
免除科目	免除科目なし	資格判定 コード	00
既得免状			

80242303200800100012 □□□
001-01-0001 00001 999 9999
試験当日、この受験票は回収します。

書面申請者向け受験票（郵送
送付）と電子申請者向け受験票
（自らダウンロード印刷）の「受
験票」部分は同一の様式です。

ここに所定の写真を貼付

ここに「かい書」で氏名を記載

【試験会場で使用できるもの】

鉛筆 消しゴム 時計（計時機能のみを有するものに限る。）
単に線引き用として作られた定規

【試験会場で使用できないもの】

電卓等の計算用具、電子手帳、特殊機能を有する腕時計の類
携帯電話など電子機器の類（試験の途中でこれらを身に着けていることが判明した場合は
不正防止上、退場していただき、失格となります。）
テンプレート等の定規類
下敷き、筆箱等
メモ用紙その他これらに類するもの

(2) 試験会場には、受験者用の駐車場はありませんので、公共交通機関等を利用してご来場ください。

10 試験科目、問題数及び試験時間

(1) 甲種特類

種別	試験科目	問題数	試験時間
筆記	消防関係法令	15	2時間45分
	工事整備対象設備等の構造・機能及び工事・整備	15	
	工事整備対象設備等の性能に関する火災及び防火に関する知識	15	

(2) 甲種特類以外

種別	試験科目	試験問題数(類別)							試験時間 (科目免除のない場合)				
		一類	二類	三類	四類	五類	六類	七類	区分別	計			
甲種 (特類以外)	筆記	消防関係法令	共通	8	8	8	8	8			2時間 15分	3時間 15分	
			類別	7	7	7	7	7					
	筆記	基礎的知識	機械	6	6	6		10					
			電気	4	4	4	10						
	筆記	構造・機能 及び 工事・整備	機械	10	10	10		12					
			電気	6	6	6	12						
			規格	4	4	4	8	8					
	計			45	45	45	45	45					
	実技	鑑別等	5							15分			
		製図	2							45分			
乙種	筆記	消防関係法令	共通	6	6	6	6	6	6	6	1時間 30分	1時間 45分	
			類別	4	4	4	4	4	4	4			
	筆記	基礎的知識	機械	3	3	3		5	5				
			電気	2	2	2	5			5			
	筆記	構造・機能 及び整備	機械	8	8	8		9	9				
			電気	4	4	4	9			9			
			規格	3	3	3	6	6	6	6			
	計			30	30	30	30	30	30	30			
	実技	鑑別等	5							15分			

11 試験の方法

(1) 筆記試験

マークカードを使う筆記試験で行います。(甲種、乙種ともに四肢択一式です。)

(2) 実技試験(甲種特類を除く)

図面、写真等を示して記述式で行います。

12 試験の一部免除(甲種特類を除く)

(1) 次の ~ に該当する方は、申請により試験の一部免除を受けることができます。

該当者	免除内容
消防設備士免状を有する者	有している免状の種類により次のいずれか ア 前記10(2)表の筆記の消防関係法令の一部 イ 前記10(2)表の筆記の消防関係法令の一部及び基礎的知識
電気工事士免状を有する者	ア 前記10(2)表の筆記の基礎的知識、構造・機能・工事・整備のうち電気に関する部分 イ 甲種第4類と乙種第4類の実技は一部免除。乙種第7類の実技は全部免除

電気主任技術者免状を有する者	前記 10(2)表の筆記の基礎的知識、構造・機能・工事・整備のうち電気に関する部分
技術士登録証等を有する者 (機械、電気、電子、化学、衛生工学部門)	技術士の部門に応じて前記 10(2)表の筆記の基礎的知識、構造・機能・工事・整備
日本消防検定協会又は指定検定機関の職員で、型式承認の試験の実務に2年以上従事した者	前記 10(2)表の筆記の基礎的知識、構造・機能・工事・整備
5年以上消防団員として勤務し、かつ、消防学校の教育訓練のうち専科教育の機関科を修了した者	ア 乙種第5類と第6類の筆記は、基礎的知識のうち機械に関する部分 イ 実技は全部免除

2つ以上の資格を有する方は、それぞれ資格ごとに申請できます。

- (2) 詳しくは、14ページ以降の「試験の一部免除・試験時間・試験問題数一覧表」を参照してください。
 なお、免除を受けるためには、免状等資格を証明するもののコピーが必要です。(10ページの「試験の免除を受けるための証明書類」を参照)

(3) 試験の一部免除の申請

ア 試験の一部免除資格のある方は、受験願書の「試験の免除」欄の 「受ける」か 「受けない」のいずれかを選択した方を、必ずで囲んでください。

イ 電気工事士免状所有者が複数受験する場合は、必ず科目免除を受けていただきます。

(注1) 消防設備士免状による科目免除を受けない方、電気工事士免状又は電気主任技術者免状による科目免除を受けない方は、受験願書の「試験の免除」欄の 「受けない」をそれぞれで囲んでください。

(注2) **電子申請では、消防設備士免状以外の資格で科目免除を受けることはできません。** 消防設備士免状を有する方が電子申請する場合、電子申請入力画面で免状番号を入力し、科目免除を「受ける」か「受けない」かを選択してください。なお、「受ける」場合でも、消防設備士免状のコピーは不要です。

1.3 2種類以上の試験を受験する場合

(1) 複数受験 (2種類受験・・・午後に2種類)

電気工事士免状の所有者は、午後実施の「甲種4類と乙種7類」又は「乙種4類と乙種7類」のいずれか2種類を受験することができます。

(2) 併願受験 (2種類受験・・・午前に1種類と午後に1種類)

午前実施の甲種特・1・2・3類、乙種1・2・3類のうち1種類と、午後実施の甲種4・5類、乙種4・5・6・7類のうち1種類、計2種類を受験できます。

(3) 複数受験 + 併願受験 (3種類受験・・・午前に1種類と午後に2種類)

電気工事士免状の所有者は、午前実施の甲種特1・2・3類、乙種1・2・3類のうち1種類と、午後実施の「甲種4類と乙種7類」又は「乙種4類と乙種7類」の2種類、計3種類の受験ができます。

(1) (2) (3) により2種類以上を受験するときは、**受験の種類ごとに受験願書を作成し、受験する全ての種類の願書の左上角をホッチキスで留めて提出してください。(11ページ参照)**

1.4 合格基準

(1) 甲種特類

筆記試験において、「消防関係法令」、「工事整備対象設備等の構造・機能及び工事又は整備の方法」及び「工事整備対象設備等の性能に関する火災及び防火に係る知識」の試験科目ごとの成績がそれぞれ40%以上で、かつ、当該試験科目全体の成績が60%以上であること。実技試験はありません。

(2) 甲種(特類以外)及び乙種

筆記試験において、「消防関係法令」、「基礎的知識」及び「構造・機能及び工事又は整備の方法」の試験科目ごとの成績がそれぞれ40%以上で、かつ、当該試験科目全体の成績が60%以上であり、実技試験の成績が60%以上であること。

なお、試験の一部免除を受けた場合は、免除を受けた以外の問題で上記の成績が必要です。

1 5 合格発表

(1) 発表日 **平成23年10月5日(水)**

(2) 発表方法

ア 受験者全員に圧着式の郵便ハガキで「合否」と「あなたの正答率」を通知します。

イ (財)消防試験研究センター山口県支部が入所しているKRYビル(県庁前)1階出入口ホールの掲示板に合格者の受験番号を公示します。

ウ (財)消防試験研究センターのホームページに当日正午より合格者の受験番号を掲示します。

(3) その他

電話による合否の問い合わせには、一切応じられません。

1 6 合格の通知を受けた後の手続き(免状交付申請の手続き)

(1) 申請の時期等

合格された方の試験結果通知書には、住所等を印字した免状交付申請書が付いていますので、内容を確認して記名し、**平成23年10月14日(金)まで**に交付申請してください。

(2) 申請の手続き等

詳しくは28ページの「試験に合格した時の免状交付申請の手続き」を参照してください。

1 7 問い合わせ先

試験全般(電子申請を除く。)に関すること

(財)消防試験研究センター 山口県支部

電話 083-924-8679

FAX 083-924-8694

〒753-0072 山口市大手町7-4 KRYビル5階 (山口県庁前)

電子(インターネット)申請に関すること

当センターホームページに掲載された利用方法やQ&Aをよくご覧ください。

手続き方法は、ときどき変更されることがありますので、申請時には必ずホームページで最新の内容をご確認ください。

団体での電子申請を予定されている場合、担当の方は、事前に当支部までご連絡くださるようお願いいたします。

電子申請に関するトラブル等の問い合わせは下記までお願いします。

(財)消防試験研究センター 電子申請室

専用電話(全国共通) 0570-07-1000(有料)

受付時間 9:00~17:00(土・日、祝日を除く。)

試験前に台風や地震等で不測の事態が発生し、試験の中止や日程の変更等がある場合は、緊急情報として当センターのホームページに掲載します。

<http://www.shoubo-shiken.or.jp>

受験願書の記入要領

- ・ A面とB面があり、複写式となっています。折ったり、曲げたりしないでください。
- ・ 黒色のボールペンで「かい書」で正しく書いてください。
- ・ 書き損じた場合は、横2本線を引いて、そのすぐ上に正しく書いて、消した部分に押印（誰が訂正したのか明確にするため）してください。

A 面

都道府県名欄には「山口」と記入してください。
申請日を記入してください。（1桁の数字の場合、0を前に付けてください。）
左詰めで記入してください。また、 カナ氏名の濁点・半濁点は、1マスをとってください。
左詰めで記入してください。外国籍の方は、外国人登録原票に登録（又は外国人登録済証明書に記載）されている漢字又はアルファベット氏名で記入してください。
該当する元号に を付け、生年月日を記入してください。（1桁の数字の場合、0を前に付けてください。） 本籍の都道府県名を記入してください。外国籍の方は、「外国籍」と記入してください。 本籍のコードは、受験願書裏面の都道府県等コードを必ず記入してください。
郵便番号は、正確に記入し、住所は、現に居住している所で都道府県名から記入してください。 濁点・半濁点は、1マスに入れてください。「大字」「字」「丁目」「番」「号」「番地」の文字は省略し、「丁目」「番」は「-」ハイフンで表現してください。（例：一丁目2番3号 1-2-3） 近年、受験票が届かないという問い合わせや宛所に尋ね当たらないで返送されてくるケースが増えています。住居表示どおりに正確に記入してあるか、棟・部屋番号は記入してあるかよく確認してください。
電話番号の局番等の間は「-」ハイフンでつないでください。
勤務先・学校名等を記入し、 職場等で連絡の取りやすい電話番号 を記入してください。
受験する 試験日 を記入してください。
受験する 試験の種類 を記入してください。
受験地は、「 下関市 」、「 山口市 」、「 周南市 」のいずれかを記入してください。
甲種を受験する者は、受験資格を20ページ以降の「甲種受験資格と証明書類」に記載された「 願書資格欄の記入略称 」により記入するとともに、受験資格の証明書類を受験願書B面裏にのり付けしてください。 過去に甲種を受験された方は、その時の受験票又は試験結果通知書を貼付してください。
試験の一部免除の資格のある者は、資格の種類ごとに免除を 受ける か 受けない かを で囲んでください。 受ける を で囲んだ場合は、免除のための証明書類（次ページ参照）を受験願書B面裏の各種証明書貼付欄にのり付けしてください。ただし、過去いずれかの支部で試験の一部免除を受けた者は、その時の受験票又は平成11年4月1日以降の受験に係る試験結果通知書（資格判定コード欄に番号が印字されているものに限る）で証明することができます。 試験の一部免除の資格者は、申請時に現に免状を有する者に限ります。免除を受けるための証明書類に不備がある場合は、免除を受けられません。（受付締切後の電話による免除資格の変更はできません。）
併願受験する者、若しくは、電気工事士免状を有する者で、甲4と乙7又は乙4と乙7を同時に受験（複数受験）する場合には、この受験願書以外のもう一方の受験願書の試験種類を記入してください。

3ヶ月以内に山口県以外で受験の申請又は受験した者は、その都道府県コード、試験種類、試験日を記入してください。
現在の職業等で該当する箇所に を付けてください。
消防設備士免状の交付を既に受けている者は「有」、受けていない者は「無」に を付けてください。
消防設備士免状の交付を既に受けている者は、該当する種類の元号コード（昭和：3、平成：4）、免状交付年月日、交付番号、交付知事、都道府県コードを記入してください。 なお、免状のコピー（表面と裏面）を受験願書B面の裏にのり付けしてください。

上記 の試験の免除を受けるための証明書類は次のとおりです。（願書B面の裏に貼ってください。）

免 除 該 当 者	証 明 書 類
消防設備士免状を有する者	消防設備士免状のコピー（表・裏両面とも）
技術士登録証等を有する者	技術士第2次試験若しくは本試験の合格証明書又は技術士登録証のコピー
電気工事士免状を有する者	電気工事士免状のコピー
電気主任技術者免状を有する者	電気主任技術者免状のコピー
日本消防検定協会又は指定検定機関の職員で、型式承認の試験の実施業務に2年以上従事した者	型式承認試験の実施業務の従事証明書
消防団員として5年以上勤務し、かつ、消防学校の専科教育の機関科を修了した者	消防団員歴の証明書と消防学校の教育修了証のコピー

複数・併願受験者はここをホッチキス留めしてください

(A 面) 受験願書記入例

12 消防設備士試験受験願書

設

財団法人	消防試験研究センター理事長 殿	都道府県名	山口	申請日	平成 23 年 07 月 10 日
申請者氏名	ヤマクチ	フリガナ・氏名は、氏と名に分けて、左づめで記入してください。	シ・ロウ	氏名	山口 二郎
生年月日	大昭平 44 年 08 月 30 日生	本籍	山口	都道府県	本籍コード 35
郵便番号	753-0074 必ず記入してください	自宅電話番号又は携帯電話番号	083-922-1234	勤務先名又は学校名	
住所	山口県山口市中央 1-3-24 アパートA-37	大字・小字は省略 2段目は丁目・番地を 室番号まで正確に	山口設備(株) 連絡先電話番号(携帯電話も可) 083-924-8679 内線(238)		

試験日	平成 23 年 09 月 04 日	※1	他の都道府県での受験申請状況	
試験種類	甲種 乙種 1 類	※2 受験地	都道府県コード	試験種類
受験地	山口市	※3 資格	甲種 乙種	試験日
甲種受験資格	特類 特類以外 甲種・電気工事士	※4 免除	甲種 乙種	月 日
試験の免除	技術士等の資格による試験の免除を (受ける) (受けない) 電気工事士免状による試験の免除を (受ける) (受けない) 電気主任技術者免状による試験の免除を (受ける) (受けない) 消防設備士免状による試験の免除を (受ける) (受けない) 5年以上消防団員として勤務し、かつ、専科教育の機関科を修了したことによる試験の免除を (受ける) (受けない)	※5 複数	該当する職業等に1つだけ○を記入してください	
同時に複数の試験を受ける者は、この願書以外に受ける種類を記入すること	甲種 乙種 1 類	※6 併願	① 学生	⑥ ビル管理業
	甲種 乙種 1 類		② 消防設備業	⑦ ビル整備業
			③ 電気工事業	⑧ 公務員
			④ 管工事業	⑨ その他
			⑤ 建築業	

免除資格はとちちら選択

免状取得の有無について記入してください	有 無	※免状番号	
取得している消防設備士免状は全部記入してください	元号コード (昭和:3平成:4)	免状交付年月日	交付番号
甲特			
甲1			
甲2	4	20 年 10 月 30 日	00106
甲3			
甲4	3	55 年 10 月 23 日	00236
甲5			
乙1			
乙2			
乙3			
乙4			
乙5			
乙6			
乙7			
※入力番号		交付知事	コード
		山口	35
		山口	35

(記入上の注意)

- 本用紙は、黒色のボールペンを使用し、「かい書」で記入してください
- 本用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください
- 枠は該当するものに○を記入してください
- ※印は、記入しないでください

※団体コード 〇〇〇〇 ※受付機関コード 〇〇〇〇 ※分類コード 〇〇〇〇 ※ (A面) 試験センター発行

(B 面)

所定の払込用紙 (郵便局) を使って、試験手数料 (甲種 5,000 円、乙種 3,400 円) を郵便局の窓口で払い込んでください。



郵便局の受付日附印を確認し、「振替払込受付証明書 (お客さま用) 受験願書添付用」を全面のり付けしてください。

(注) 本人用の「受領証」では受付できませんので、注意してください。

自動払込機を利用して払い込んだ場合には、「振替払込受付証明書 (お客さま用)」に日附印を押してもらってください。日附印の無いものでは受付できませんのでご注意ください。

また、「振替払込受付証明書 受験願書添付用」を紛失されても、当センターでは、責任を負えません。

振替払込受付証明書 (お客さま用)

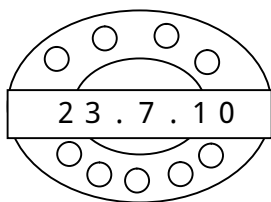
(ご依頼人 ⇨ 郵便局・ゆうちょ銀行 ⇨ ご依頼人)

払込金額	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	5	0	0	0
加入者名	財団法人 消防試験研究センター							
口座番号	00170-3-136220							
受験願書添付用								
ご依頼人住所 山口市中央1-3-24 アパート A 37								
氏名 山 口 二 郎								
(電話番号 083 - 922 - 1234)								

切り取らないで窓口にお出しください。

この印のあるものを願書に貼ってください。

必ず受付局の日附印を確認してください。日附印の無いものは無効です。



日附印なき証明書は無効
(払込人 ⇨ 消防試験研究センター)

必ず所定の払込用紙を使用し、かつ受験願書添付用と朱書きのある「払込受付証明書」の部分の願書B面の示された位置に貼ってください。「受領証」では無効です。

機械払込の場合には、機械が発行した払込明細書ではなく、所定の「払込受付証明書」に払込局の窓口で日附印を押してもらったものが必要です。

願書B面裏:

「実務経験」の受験資格で甲種を受験される方は、会社等の証明 (記入上の留意事項は次ページ参照) が必要です。会社印及び証明者の私印の押印を忘れずに受けてください。

他の証明書でも証明内容が充足していれば支障ありません。他の受験資格で受験される方、甲種以外を受験される方は必要ありません。

B面貼付例

消防設備士試験受験願書

財団法人	消防試験研究センター理事長 殿	都道府県名	山口	申請日	23年07月10日
申請者氏名	フリガナ ヤマク、チ 山口		シ、ロウ 二郎		
生年月日	大・昭・平 44年08月30日	本籍	山口	都道府県	35
郵便番号	753-0074	自宅電話番号 又は携帯電話番号	083-922-1234		
住所	山口県山口市中央 1-3-24 アパートA-37			勤務先等連絡先	山口設備(株)
				連絡先電話番号	083-924-8679 内線(238)

試験日	23年09月04日
試験種類	甲乙種 - 1類
受験地	山口市
甲種受験資格	特類 特類以外 甲種・電気工事士
試験の免除	技術士等の資格による試験の免除を (受ける) 電気工事士免状による試験の免除を (受ける) 電気主任技術者免状による試験の免除を (受ける) 消防設備士免状による試験の免除を (受ける) 5年以上消防団員として勤務し、かつ、専科教育の機関科を修了したことによる試験の免除を (受ける)

- ※1
- ※2 受験地
- ※3 資格
- ※4 免除
- ※5 複数
- ※6 併願

ここに「振替払込受付証明書」をはってください。

振替払込受付証明書(お客さま用) <small>(ご依頼人・郵便局・ゆうちょ銀行・ご依頼人)</small>	
払込金額	
加入者名	財団法人 消防試験研究センター
口座番号	00170-3-136220
受験願書添付用	
氏名	
(電話番号)	
(承認番号東証第165号)	
日 附 印	
日附印なき証明書は無効 (払込への消防試験研究センター)	

この赤い帯のあるものをここに全面的り付けしてください。
次の事項を確認
・金額
・住所
・氏名
・電話
・日附印

必ず受付局の日附印を確認してください。
日附印の無いものは無効です

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 本籍の欄は、本籍地の属する都道府県名を記入する。外国籍の者は「外国籍」と記入すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。

※受験番号

※団体コード ※受付機関コード ※分類コード ※

(B面)

【B面裏の「実務経験証明書」の記入上の留意事項】

- 氏名、生年月日を記入してください。
- 該当する経験内容に を付けてください。
整備経験は、乙種消防設備士免状の交付を受けた後2年以上消防用設備等の整備の経験を有する者。
工事補助経験は、消防用設備等の工事の補助者として5年以上の実務経験を有する者。
- 整備又は工事の補助をした消防用設備等の種類を記入してください。
- 会社印及び証明者私印の押印をしてください。

試験の一部免除・試験時間・試験問題数一覧表

受験種類	甲種受験者 免除資格	受験資格コード	免除略号	免除内容			試験時間
				消防関係法令	工事整備対象設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法	工事整備対象設備等の性能に関する火災及び防火に係る知識	
	試験問題数			15	15	15	
甲種特類	一般受験者（免除なし）	E		免除なし			2 - 45

受験種類	甲種受験者 免除資格	受験資格コード	免除略号	免除内容								試験時間	
				法令		基礎的知識		構造機能		実技試験			
				共通	類別	機械	電気	機械	電気	規格	鑑別等		製図
	試験問題数			8	7	6	4	10	6	4	5	2	
甲種第1類	一般受験者（免除なし）	1~5											3 - 15
	設備士免状所持者	甲種4・5類	6	法									3 - 00
		甲種2・3類		法全									2 - 30
	電工・電主の免状所持者		7~8	電電									3 - 00
	複数の免除資格所持者	甲種4・5類+電工・電主		法電電									2 - 30
		甲種2・3類+電工・電主		法全電									2 - 30
	技術士+甲種2~5類	9	法全全										1 - 30
技術士の資格所持者	全全											1 - 45	

技術士は、消防法施行規則第33条の8第4号に該当する者で機械、衛生工学部門に限る。

甲種第2類	一般受験者（免除なし）	1~5											3 - 15
	設備士免状所持者	甲種4・5類	6	法									3 - 00
		甲種1・3類		法全									2 - 30
	電工・電主の免状所持者		7~8	電電									3 - 00
	複数の免除資格所持者	甲種4・5類+電工・電主		法電電									2 - 30
		甲種1・3類+電工・電主		法全電									2 - 30
	技術士+甲種1・3~5類	9	法全全										1 - 30
技術士の資格所持者	全全											1 - 45	

技術士は、消防法施行規則第33条の8第4号に該当する者で機械、化学部門に限る。

受験種類	甲種受験者 免除資格	受験資格コード	免除略号	免除内容								試験時間	
				法令		基礎的知識		構造機能		実技試験			
				共通	類別	機械	電気	機械	電気	規格	鑑別等		製図
試験問題数				8	7	6	4	10	6	4	5	2	
甲種第3類	一般受験者(免除なし)		1~5										3 - 15
	設備士免状所持者	甲種4・5類	6	法									3 - 00
		甲種1・2類		法全									2 - 30
	電工・電主の免状所持者		7~8	電電									3 - 00
	複数の免除資格所持者	甲種4・5類+電工・電主		法電電									2 - 30
		甲種1・2類+電工・電主		法全電									2 - 30
	技術士の資格所持者		9	法全全									1 - 30
技術士の資格所持者			全全									1 - 45	

技術士は、消防法施行規則第33条の8第4号に該当する者で機械、化学部門に限る。

受験種類	甲種受験者 免除資格	受験資格コード	免除略号	免除内容								試験時間	
				法令		基礎的知識		構造機能		実技試験			
				共通	類別	機械	電気	機械	電気	規格	鑑別等		製図
試験問題数				8	7	-	10	-	12	8	5	2	
甲種第4類	一般受験者(免除なし)		1~5			-		-					3 - 15
	設備士免状 甲種1~3・5類		6	法			-		-				3 - 00
	電工の免状所持者		7	全電実			-		-		1		2 - 30
	電主の免状所持者		8	全電			-		-				2 - 30
	複数の免除資格所持者	甲種1~3・5類+電工	7	法全電実			-		-		1		1 - 45
		甲種1~3・5類+電主	8	法全電			-		-				1 - 45
	技術士の資格所持者		9	全全			-		-				1 - 45
	複数の免除資格所持者	技術士+甲種1~3・5類		法全全			-		-				1 - 30
		技術士+電工		A	全全実			-		-		1	
技術士+甲種1~3・5類+電工		法全全実				-		-		1		1 - 30	

技術士は、消防法施行規則第33条の8第4号に該当する者で電気、電子部門に限る。

受験種類	甲種受験者 免除資格	受験資格コード	免除略号	免除内容								試験時間	
				法令		基礎的知識		構造機能		実技試験			
				共通	類別	機械	電気	機械	電気	規格	鑑別等		製図
試験問題数				8	7	10	-	12	-	8	5	2	
甲種第5類	一般受験者(免除なし)	1~5				-		-			免除なし	3-15	
	設備士免状 甲種1~4類	6	法			-		-				3-00	
	電工・電主の免状所持者	7~8				-		-				3-15	
	複数の免除資格所持者	甲種1~4類+電工・電主	9	法			-		-				3-00
		技術士+甲種1~4類		法全全			-		-				1-30
技術士の資格所持者		9	全全			-		-			1-45		

技術士は、消防法施行規則第33条の8第4号に該当する者で、機械部門に限る。

受験種類	乙種受験者 免除資格	受験資格コード	免除略号	免除内容								試験時間	
				法令		基礎的知識		構造機能		実技試験			
				共通	類別	機械	電気	機械	電気	規格	鑑別等		製図
試験問題数				6	4	3	2	8	4	3	5	-	
乙種第1類	一般受験者(免除なし)	空欄									免除なし	1-45	
	設備士免状所持者		甲種1・4・5類・乙種4~7類	法									1-30
			甲種2・3類・乙種2・3類	法全									1-15
	電工・電主の免状所持者	7	電電									1-30	
	複数の免除資格所持者	甲種1・4・5類・乙種4~7類+電工・電主	8	法電電									1-15
		甲種2・3類・乙種2・3類+電工・電主		法全電									1-00
		技術士+甲種2~5類・乙種2~7類		法全全									0-35
技術士の資格所持者	9	全全								0-45			

技術士は、消防法施行規則第33条の8第4号に該当する者で、機械、衛生工学部門に限る。

乙種第2類	一般受験者(免除なし)	空欄									免除なし	1-45	
	設備士免状所持者		甲種2・4・5類・乙種4~7類	法									1-30
			甲種1・3類・乙種1・3類	法全									1-15
	電工等の免状所持者	7	電電									1-30	
	複数の免除資格所持者	甲種2・4・5類・乙種4~7類+電工・電主	8	法電電									1-15
		甲種1・3類・乙種1・3類+電工・電主		法全電									1-00
		技術士+甲種1・3~5類・乙種1・3~7類		法全全									0-35
技術士の資格所持者	9	全全								0-45			

技術士は、消防法施行規則第33条の8第4号に該当する者で、機械、化学部門に限る。

受験種類	乙種受験者 免除資格		受験資格コード	免除略号	免除内容								試験時間	
					法令		基礎的知識		構造機能			実技試験		
					共通	類別	機械	電気	機械	電気	規格	鑑別等		製図
試験問題数					6	4	3	2	8	4	3	5	-	
乙種第3類	一般受験者(免除なし)		空欄										1-45	
	設備士免状所持者	甲種3~5類・乙種4~7類		法										1-30
		甲種1・2類・乙種1・2類		法全										1-15
	電工・電主の免状所持者		7 8	電電										1-30
	複数の免除資格所持者	甲種3~5類・乙種4~7類+電工・電主		法電電										1-15
		甲種1・2類・乙種1・2類)+電工・電主		法全電										1-00
	技術士の資格所持者			9	法全全									
技術士の資格所持者			全全										0-45	

技術士は、消防法施行規則第33条の8第4号に該当する者で、機械、化学部門に限る。

受験種類	乙種受験者 免除資格		受験資格コード	免除略号	免除内容								試験時間		
					法令		基礎的知識		構造機能			実技試験			
					共通	類別	機械	電気	機械	電気	規格	鑑別等		製図	
試験問題数					6	4	-	5	-	9	6	5	-		
乙種第4類	一般受験者(免除なし)		空欄				-		-					1-45	
	設備士免状所持者	甲種全類・乙種1~3・5・6類		法				-							1-30
		乙種7類		法全					-						1-15
	電工の免状所持者		7	全電実				-				1		1-00	
	電主の免状所持者		8	全電				-						1-15	
	複数の免除資格所持者	甲種全類・乙種1~3・5~7類+電工	7	法全電実				-				1		0-45	
		甲種全類・乙種1~3・5~7類+電主	8	法全電				-						0-45	
	技術士の資格所持者		9	全全				-						0-45	
	複数の免除資格所持者	技術士+甲種1~3・5類・乙種1~3・5~7類		法全全					-						0-35
技術士+電工		A	全全実				-				1		0-45		
技術士+甲1~3・5類・乙1~3・5~7類+電主			法全全実					-				1		0-35	

技術士は、消防法施行規則第33条の8第4号に該当する者で、電気、電子部門に限る。

受験種類	乙種受験者 免除資格		受験資格コード	免除略号	免除内容							試験時間			
					法令		基礎的知識		構造機能		実技試験				
					共通	類別	機械	電気	機械	電気	規格		鑑別等	製図	
試験問題数					6	4	-	5	-	9	6	5	-		
乙種第7類	一般受験者(免除なし)		空欄				-	-						1-45	
	設備士免状所持者	甲種1~3・5類・乙種1~3・5・6類		法				-	-						1-30
		甲種4類・乙種4類		法全				-	-						1-15
	電工の免状所持者		7	全電実				-	-						1-00
	電主の免状所持者		8	全電				-	-						1-15
	複数の免除資格所持者	甲種全類・乙種1~6類+電工		7	法全電実				-	-					0-35
		甲種全類・乙種1~6類+電主		8	法全電				-	-					0-45
	技術士の資格所持者		9	全全				-	-						0-45
	複数の免除資格所持者	技術士+甲種1~5類・乙種1~6類		法全全				-	-						0-35
		技術士+電工		A	全全実				-	-					
技術士+甲種1~5類・乙種1~6類+電工		法全全実					-	-							0-35

技術士は、消防法施行規則第33条の8第4号に該当する者で、電気、電子部門に限る。

受験種類	乙種受験者 免除資格		受験資格コード	免除略号	免除内容							試験時間			
					法令		基礎的知識		構造機能		実技試験				
					共通	類別	機械	電気	機械	電気	規格		鑑別等	製図	
試験問題数					6	4	5	-	9	-	6	5	-		
乙種第5類	一般受験者(免除なし)		空欄				-	-						1-45	
	設備士免状所持者	甲種全類・乙種1~4・7類		法				-	-						1-30
		乙種6類		法全				-	-						1-15
	電工等の免状所持者		7				-	-						1-45	
	複数の免除資格所持者	甲種全類+電工・電主		7	法				-	-				1-30	
		乙種1~4・7類+電工・電主				8	法全				-	-			
		乙種6類+電工・電主		8	法全				-	-					1-15
	技術士の資格所持者		9	全全				-	-					0-45	
	複数の免除資格所持者	技術士+甲全類・乙種1~4・6・7類		法全全				-	-					0-35	
		技術士+電工		A	全全				-	-					0-45
	技術士+甲全類・乙種1~4・6・7類+電工		法全全					-	-						0-35
	消防団員		B	全実				-	-					1-15	
	複数の免除資格所持者	消防団員+甲全類・乙種1~4・6・7類		法全実				-	-					1-00	
消防団員+技術士		C	全全実				-	-					0-35		
消防団員+技術士+甲全類・乙1~4・6・7類			法全全実				-	-					0-35		

技術士は、消防法施行規則第33条の8第4号に該当する者で、機械部門に限る。

受験種類	乙種受験者 免除資格		受験資格コード	免除略号	免除内容							試験時間			
					法令		基礎的知識		構造機能		実技試験				
					共通	類別	機械	電気	機械	電気	規格		鑑別等	製図	
	試験問題数				6	4	5	-	9	-	6	5	-		
乙種第6類	一般受験者(免除なし)		空欄				-		-			免除なし	試験なし	1 - 45	
	設備士免状所持者	甲種1~4類・乙種1~4・7類		法				-		-					1 - 30
		甲種5類・乙種5類		法全				-		-					1 - 15
	電工・電主の免状所持者		7				-		-					1 - 45	
	複数の免除資格所持者	甲種1~4類 + 電工・電主		法				-		-				1 - 30	
		乙種1~4・7類 + 電工・電主						-		-				1 - 30	
	甲種5類・乙種5類 + 電工・電主		8	法全				-		-				1 - 15	
	技術士の資格所持者		9	全全				-		-				0 - 45	
	複数の免除資格所持者	技術士+甲種全類・乙種1~5・7類		法全全				-		-				0 - 35	
		技術士 + 電工		A	全全				-		-				0 - 45
	技術士+甲種全類+乙種1~5・7類+電工		法全全					-		-				0 - 35	
	消防団員		B	全実				-		-				1 - 15	
複数の免除資格所持者	消防団員+甲種全類・乙種1~5・7類	法全実					-		-		1 - 00				
	消防団員+技術士		C	全全実				-		-		0 - 35			
消防団員+技術士+甲種全類・乙種1~5・7類		法全全実					-		-		0 - 35				

技術士は、消防法施行規則第33条の8第4号に該当する者で、機械部門に限る。

注1)

は、試験の免除を示す。

「-」は、試験問題がないものを示す。(例えば、乙種7類の場合には、機械に関する出題がなく、全て電気に関する問題である。)

甲種特類に免除科目は無い。

消防団員については、6~7ページの「12 試験の一部免除」を参照してください。

注2) 「免除略号」欄の説明

- 1 字目……法令共通……法・・・法令共通に関する部分免除
- 2 字目……基礎的知識……全・・・基礎的知識の全部免除
基礎的知識……電・・・基礎的知識の電気に関する部分免除
- 3 字目……構造機能……全・・・構造機能の全部免除(規格を含む。)
構造機能……電・・・構造機能の電気に関する部分免除
- 3 文字共通……………・・・当該部分の免除なし
- 4 字目……実技……………実・・・甲種第4類及び乙種第4類の実技試験の第1問が免除
実技……………実・・・乙種第5・6・7類実技試験の全部免除

甲種受験資格と証明書類

次の表に該当する方は、甲種消防設備士試験の受験資格があります。

特 類

網掛け(■)部分はコピーでも支障ありません。

対 象 者	内 容	願書資格欄 の記入略称	証明書類
1 「甲種消防設備士免状」の交付を受けている者	(1) 甲種第1類～第3類のうちいずれか一つ以上を有し、かつ甲種第4類及び甲種第5類の免状所持者 (2) 甲種全類の取得者	甲 特	免 ■ 状

特類以外

網掛け(■)部分はコピーでも支障ありません。

対 象 者	内 容	願書資格欄 の記入略称	証明書類
1 「甲種消防設備士免状」の交付を受けている者	試験科目の一部免除あり。 (受験する類と既得免状の類により異なります。)	甲 種	免 ■ 状
2 学校教育法による大学、高等専門学校(5年制)、高等学校又は中等教育学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて「卒業した者」	(1) 別表1「指定学科一覧表」に示す学科を卒業した者 (2) 大学、短大、高等専門学校において左記に掲げた学科に関する科目を15単位以上修得して卒業した者(別表2「授業科目一覧表」により算定) (3) 高等学校又は中等教育学校で、左記に掲げた学科に関する科目を8単位以上修得して卒業した者(別表2「授業科目一覧表」により算定)	大卒、短大卒、 高専卒、高校 卒、中等教育卒 大学等卒 15 単 位 高校等卒8単位	卒業証書又は卒業証明書 (学科等の名称が明記されているもの) 単位修得証明書 卒業証書又は卒業証明書及び単位修得証明書
3 「乙種消防設備士免状」の交付を受けた後2年以上、工事整備対象設備等の整備の経験を有する者	消防設備士でなければ行えない工事・整備に関する種類の整備の経験を有する者 (政令第36条の2第2項に定める工事整備対象設備等に限る)	整備経験 2 年	免状及び実務経験証明書(様式は願書2枚目裏)
4 学校教育法による大学、高等専門学校又は専修学校に「在学中又は中途退学した者等」で、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する科目を15単位以上修得した者	(1) 大学、短期大学又は高等専門学校において、左記に掲げた学科に関する授業科目(別表2「授業科目一覧表」)を15単位以上修得した者 (2) 学校教育法第82条の2に定める専修学校(「専門学校」)において左記に掲げた学科に関する授業科目(別表2「授業科目一覧表」)を15単位以上修得した者 ただし、単位制度のない専修学校にあつては、講義については15時間、演習については30時間、実験、実習及び実技については45時間の授業をそれぞれ1単位として15単位以上修得した者	大学等 15 単位 専修学校	単位修得証明書 "

<p>5 学校教育法による「各種学校その他消防庁長官が定める学校」において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する科目を、講義については15時間、演習については30時間、実験、実習及び実技については45時間の授業をもってそれぞれ1単位として15単位以上修得した者</p> <p>授業科目については、「授業科目一覧表」を参照</p>	<p>(1) 学校教育法第83条第1項に定める各種学校</p> <p>(2) 学校教育法による大学、短期大学及び高等専門学校の専攻科</p> <p>(3) 防衛省設置法による防衛大学校及び防衛医科大学校</p> <p>(4) 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校</p> <p>(5) 職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成9年)による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校</p> <p>(6) 職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年)による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校及び職業訓練短期大学校</p> <p>(7) 職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年)による改正前の職業訓練法による職業訓練大学校及び職業訓練短期大学校</p> <p>(8) 職業能力開発促進法附則第2条による廃止前の職業訓練法(昭和33年)による職業訓練大学校</p> <p>(9) 雇用対策法(昭和41年)附則第7条による改正前の職業訓練法による中央職業訓練所</p> <p>(10) 独立行政法人水産大学校[平成13年4月1日以前の農林水産省組織令(平成12年政令第253号)による水産大学校、旧農林水産省組織令(昭和27年政令第389号)による水産大学校及び昭和59年7月1日以前の旧農林水産省設置法(昭和24年法律第153号)による水産大学校を含む。]</p> <p>(11) 国土交通省組織令による海上保安大学校(旧運輸省組織令による海上保安大学校及び昭和59年前の海上保安庁法による海上保安大学校を含む。)</p> <p>(12) 国土交通省組織令による気象大学校(旧運輸省組織令による気象大学校及び昭和59年前の運輸省設置法による気象大学校を含む。)</p>	<p>各種学校</p> <p>大学、短大、高専の専攻科</p> <p>防衛大学校、防衛医科大学校</p> <p>職業能力開発総合大学校等</p> <p>職業能力開発大学校等</p> <p>職業訓練大学校等</p> <p>前職業訓練大学校</p> <p>旧職業訓練大学校</p> <p>中央職業訓練所</p> <p>水産大学校</p> <p>海上保安大学校</p> <p>気象大学校</p>	<p>単位修得証明書</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p>
<p>6 技術士法第4条第1項による「技術士」第2次試験に合格した者</p>	<p>試験科目の一部免除は、類により免除を受けられる技術士の部門が指定されています。(指定された部門以外は科目免除はありません。)</p>	<p>技術士(部 門)</p>	<p>合格証書又は技術士登録証</p>

7 電気工事士法第2条第4項に規定する「電気工事士」(特殊電気工事資格者をく。)	(1) 電気工事士免状の交付を受けている者(第1種・第2種は問わない) (2) 電気工事士法施行規則による旧電気工事技術者検定合格証書(高压電気工事技術者試験合格証書)の所持者	電気工事士 検定合格者	免 状 検定合格証書
8 電気事業法第44条第1項に規定する第1種～第3種の「電気主任技術者免状」の交付を受けている者	(1) 電気主任技術者免状の交付を受けている者 (2) 電気事業法附則第7項の規定により電気主任技術者免状の交付を受けているとみなされる者(認定された学校を卒業した者に対して卒業と同時に資格を付与された制度)	電気主任技術者	免 状 認定校の卒業証明書等
9 「工事設備対象設備等の工事の補助者」として、5年以上の実務経験を有する者	工事整備対象設備等の工事に関連するものであること。 (従って、消火器具、動力消防ポンプ、非常警報器具、誘導標識等、明らかに工事を伴わないものは該当しません。)	工事補助5年	実務経験証明書 (様式は願書2枚目裏)
10 その他前2から9までに掲げる者に準ずるものとして消防庁長官が定めた者	(1) 次に掲げる学校において、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業した者 学科名は、別表1「指定学科一覧表」による。 これに該当しない場合は、別表2「授業科目一覧表」に示す科目を15単位以上修得した者 ア 外国に所在する学校で、日本における大学、短期大学、高等専門学校(5年制)又は高等学校に相当するもの イ 旧師範教育令による高等師範学校 ウ 旧実業学校教員養成所規程による教員養成所 (2) 学校教育法第68条の2に基づく、学位授与機構により授与された、理学、工学、農学又は薬学のいずれかに相当する専攻分野の名称を付記された「修士又は博士」の学位を有する者 (3) 専門学校卒業程度検定試験規程による専門学校卒業程度検定試験の機械、電気、工業化学、土木又は建築の部門に関する合格者 (4) 建設業法第27条の規定による管工事施工管理の種目に係わる1級又は2級の技術検定に合格した者 (5) 教育職員免許法により、高等学校の「工業」の教科について普通免許状を有する者(旧教員免許令を含む。)	大学等卒 博(修)士 専検合格者 管工事技士 教員免許状	卒業証書又は卒業証明書及び単位修得証明書 学位授与証明書又は学位記(専攻等の名称が明記されているもの) 検定試験合格証明書 技術検定合格証明書 免 許 状

(6) 電波法第 41 条の規定により無線従事者の資格の免許を受けている者(アマチュア無線技士を除く。)	無線従事者	免許証
(7) 建築士法第 2 条に規定する 1 級建築士又は 2 級建築士	建築士	免許証
(8) 職業能力開発促進法第 44 条(旧職業訓練法第 66 条)の規定による配管の職種に係る 1 級又は 2 級の試験に合格した者	配管技能士	技能検定合格証書
(9) ガス事業法第 32 条の規定によるガス主任技術者免状の交付を受けている者(第 4 類の消防設備士試験の受験に限る。)	ガス主任技術者	免状
(10) 水道法第 25 条の 5 の規定による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者(旧法の資格者を含む。)	給水技術者	免状又は登録証
(11) 消防行政に係る事務のうち、消防用設備等に関する事務について 3 年以上の実務経験を有する者	消防行政 3 年	実務経験証明書 (様式は願書 2 枚目裏)
(12) 消防法施行規則の一部を改正する省令の施行前(昭和 41 年)において、消防用設備等の工事について 3 年以上の実務経験を有する者	省令前 3 年	実務経験証明書 (様式は願書 2 枚目裏)
(13) 昭和 41 年前の東京都火災予防条例による旧制度の消防設備士	条例設備士	免状

[備考]

- 4 の大学(大学院の過程を含む。)、高等専門学校等における修得単位は、卒業、在学中、中退又は専攻科、通信教育等にかかわらず通算して算定することができます。放送大学も通算して算定できます。(大学等で発行する「単単位修得証明書」による。)
- 「願書資格欄記入略称」は、受験願書の「甲種受験資格」欄に記入するものです。
- 証明書類のうち、「免状」、「卒業証書」等、証明書類欄の網掛け(■部分)をしてある書類については、コピー(縮小したものも可)でも支障ありません。
- 3、9 及び 10 - (11)、(12)の「実務経験証明書」は、事業主等の証明書です。受験願書 B 面裏の様式を使用してください。
- 旧制大学、旧制専門学校、高等師範学校、実業学校教員養成所の卒業生及び旧制専門学校卒業程度検定試験合格者も同様の資格があります。詳細はお問い合わせください。

別表1

指 定 学 科 一 覧 表 (例 示)

次の「学科」を修めて卒業した方は、「卒業証明書(コピー不可)」又は「卒業証書(コピー可)」の提出で受験できます。

	大学、短期大学、高等専門学校、旧制の大学、旧制の専門学校の卒業者用	高等学校、中等教育学校、旧制中学校の卒業者用
ア	安全工学科	
エ	衛生工学科 エネルギー工学科	
オ	応用化学科 応用機械工学科 応用理化学科	
カ	開発工学科 海洋建築工学科 海洋土木工学科 化学工学科 環境工学科 環境計画工学科 環境整備工学科 画像工学科	開発機械科 化学工学科 環境工学科
キ	機械工学科 基礎理学科 基礎工学科 金属工学科 機器工学科 機能機械学科 機能高分子学科 機関工学科 機関システム工学科	機械工学科 機械技術科 機械工作科 機械製図科 機関科 金属工業科
ケ	計測工学科 建設工学科 建築工学科 建築工芸科 原動機工学科	計測科 建設科 建築科 原動機科
コ	工業化学科 交通工学科 光電工学科 構造工学科 構築工学科 合成化学工学科 高分子工学科	工業科 工業管理科 高分子工学科 航空車両整備科
サ	産業機械工学科 材料工学科	材料技術科 産業技術科
シ	資源開発工学科 資源循環工学科 社会開発工学科 情報処理工学科 情報工学科	色染化学科 自動車科 自動制御科 情報システム科 情報通信科
ス	水土木工学科	水産工学科
セ	制御工学科 石油化学科 繊維システム工学科 生産工学科 精密工学科 生産精密工学科 設備工学科 繊維工学科 船舶機関工学科	制御機械科 生産機械科 精密機械科 設備科 セラミック科 繊維工学科
ソ	造船学科	総合技術科 造船科
ツ	通信工学科	通信工学科 (チ)地質工学科
テ	鉄鋼冶金学科 電気工学科 電気機械工学科 電機工学科 電子工学科 電波通信工学科 電子電気工学科 電子物性工学科 電子理学科 電気電子システム工学科	電気科 電気工事科 電子科 電子工業科 電波科
ト	都市工学科 土木工学科 動力機械学科	都市工学科 土木科
ネ	燃料工学科	
ノ	農業機械学科 農業土木工学科	農業工学科
ハ	船用機械工学科 船用機関科 反応化学科	
フ	物質工学科	
ム	無線通信科	
ヤ	冶金科	
ユ	有機材料工学科	窯業科
ヨ	溶接工学科	

《注1》「工学科」「学科」「技術」「科」等の文字の有無により学科名の異なるものは、同学科名として取扱うものとします。

《注2》上記の指定学科には、組み合わせたものも含まれます。

(例) 機械工学 交通機械 農業機械 機械システム 機械制御 機械材料等

《注3》上記の名称を含む学科であっても、明らかに「機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する分野」と認められないものは除きます。

別表2

授業科目一覧表(例示)

次の名称が含まれる授業科目は、原則として「機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する分野と認められる授業科目」として扱います。

	大学、短期大学、高等専門学校、旧制の大学、旧制の専門学校の卒業者用	高等学校、中等教育学校、旧制の中等学校の卒業者用
ア	アナログ電子回路 圧縮性流水 油空圧工学	
イ	移動工学 一般構造(土木系・建築系のみ)	インテリア装備 意匠製図
ウ	運輸施設工学	
エ	衛生工学 エネルギー工学 エンジン流体力学	衛生・防災設備 衛生設備
オ	応用化学 音響学 オプトエレクトロニクス	応用力学 織物機械
カ	ガスタービン 化学工学 火災工学 加工機械学 加工冶金学 河川工学 架橋力学 画像工学 回路理論 過渡現象学 海岸工学 海洋建築 開発機械学 完全流体力学 岩石力学 盤力学 環境関係(土木系・建築系のみ)	化学工学 化学工業一般 化学工場 化学装置 化学反応 環境工学
キ	CAD/CAM 気体力学 機械工学 機械製作 金属材料学 機械要素 機械制御 機器分析 機構学 機素動力学 機電変換工学 機能材料 強度設計学 給排水設備 橋梁工学 凝固加工学 基礎工学・基礎構造(土木系・建築系のみ)	機械一般 機械製作 機械・電気 機関乗船実習 金属加工 金属材料 漁船機関
ク	空気力学 空港工学 空調設備 掘削機械学	空気調和設備
ケ	系統工学 計測工学 珪酸塩工業化学 結晶塑性学 建設機械 建築力学 建築材料 建築設備 建築防災 原動機学 現代制御論 現代無機工業化学	計測回路 計測・制御 建築一般 建築構造 原動機 建築測量 原子工学一般
コ	コンクリート工学 固体力学 工業化学 工業計測 工業地質学 工業分析 工作機械 交通工学 光学 航空工学 航空材料学 高温化学 高周波工学 交流理論 高電圧工学 高度加工技術 高分子化学 港湾工学 構造工学 合成化学	工業一般 工業数理 工業化学 工業基礎 工業材料 工業分析 工芸材料力学 鉱山機械
サ	作業システム工学 砂防工学 材料学 材料力学 錯体触媒化学 産業機械	材料加工 材料技術基礎 材料製造技術 材料施工
シ	システム工学 ジェット機関 資源システム工学 地震工学 地盤工学 自動化設計 自動車工学 磁気工学 実験計測法 写真測量 車輛工学 集積回路工学 潤滑工学 商船設計 焼結工学 消防設備 照明工学 触媒化学 上下水道工学 情報工学 蒸気タービン 信号処理論 振動学	色染化学 自動車工学 自動制御 情報技術 食品化学

ス	スイッチング回路理論 水工学 水産土木工学 水質工学 水道工学 水理学 水力発電所 水路工学 数値制御システム工学 数値熱流体力学	水工 水産工学 水道 水利 水理
セ	セラミック化学 センサ工学 施工法 生合成化学 生産工学 生物化学 生体高分子 生物有機化学 制御機器 制御工学 精密加工学 製造化学 石炭工学 石油化学 切削工学 接合工学 設計工学 設備工学 船体構造工学 船舶工学 線形回路 繊維化学 繊維高分子工学	生産実習 製造機器 設備計画 設備・管理 セメント 染色 セラミック技術 船舶構造 船舶設計
ソ	塑性工学 送電 送配電工学 造船製図 装置工学 測量学	造船工学 造船実習 測量
タ	ダム工学 耐震工学 耐震耐風工学 単位操作 炭化水素化学 弾塑性力学 暖房設備	
チ	地質学 鑄造学 超音波工学 超伝導工学 直流 機器	地下資源開発 地質工学
ツ	通信工学 通信機器 通信網工学	
テ	データ通信 デジタル回路 鉄筋コンクリート工学 鉄鋼材料学 鉄骨工学 鉄道工学 天然物合成化学 伝送工学 伝熱工学 電気工学 電気音響 電気機器 電気設備 電気計測 電気鉄道 電気法規 電子工学 電子装置 電子デバイス 電子要素 電子回路 電磁気学 電磁波伝送 電熱工学 電波工学 電力工学 電力系統	電気工学 電気化学 電気工事 電子工学 電子機器 電子計測 電力設備
ト	トラクタ実習 都市環境 都市工学 都市設備学 土質工学 土木工学 動力工学 道路工学 導電材料 特殊材料学 特殊鋼学	特殊材料 土質 土質力学 土木一般 土木施工 都市工学
ナ	内燃機関 軟弱地盤工学	
ニ	荷役機械	
ネ	熱工学 熱機関 熱流体力学 熱力学 粘性 燃焼工学 燃料合成化学 燃料分析化学	
ノ	能動回路 農業機械工学 農業土木学 農業揚水機 農用トラック工学 農用内燃機関学	農業機械 農業水利 農業土木設計
ハ	パルス回路 波動振動 破壊力学 配電工学 鋼構造 船用機関 発電工学 反応工学 半導体	発送配電 ハードウェア技術 船用機関 船用電気
ヒ	ピーエスコンクリート工学 非金属材料 光工学 光エレクトロニクス 光通信工学 光情報工学	
フ	ファインケミカル工業化学 プラズマ工学 プラント工学 プレストレストコンクリート工学 プロセス工学 浮体静水力学 分析化学 物理有機化学 分離精錬工学 物質強度学	

へ	平面及び曲面構造論 変電所 変発電所	
ホ	ボイラー工学 放電工学 防災工学 防災設備	放射化学 ボイラー
マ	マイクロデバイス マイクロ波工学	
ミ	水資源工学	
ム	無機化学 無機合成 無機工業材料 無線	無線工学 無機工業化学
メ	メカトロニクス	〔モ〕木工機械
ヤ	冶金工学	冶金一般 冶金実習
ユ	油圧工学 輸送機械 誘電材料 有機化学 有機機能材料 有機量子化学 有機構造 有機合成学 有機反応 有線機器学	有機工業化学
ヨ	溶接工学 溶接機器 溶接設計 溶接冶金学	溶接 窯業 窯炉・燃料
リ	利水工学 理論有機化学 流水学 流体工学 流体回路 量子エレクトロニクス 量子電子工学	林業土木 林業機械
レ	連続体力学 冷凍工学	冷蔵・冷凍
ロ	ロボット工学 ロボティクス 論理回路	炉・燃料

《注1》「工学」「学」「技術」等の文字の有無により科目名の異なるものは、同科目名として取扱うものとします。

《注2》上記の授業科目には、一部の関連科目も含まれます。（認められない科目もあります。）

（例）機械工学 機械システム設計 機械振動学 機械構造力学 機械材料学等

《注3》上記の名称を含む授業科目であっても、明らかに「機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する分野」と認められないものは除きます。

《注4》詳細はお問い合わせください。

試験に合格した時の 免状交付申請の手続き

1 免状交付申請書

試験に合格されたときは、**試験結果通知書（圧着式の「はがき」による合格通知書）**に連なった**「免状交付申請書」**に記名して、申請の手続きをしてください。

このとき、試験結果通知書と免状交付申請書は、切り離さないでください。

2 免状交付申請に必要な書類等

(1) 免状交付申請書（結果通知書に連なって送付されたもの）

記載内容をよく確認した上で記名し、申請日及び連絡先電話番号を記入し、裏面に**山口県収入証紙** 2,800円を貼ってください。 **収入印紙と間違わないでください。**

(2) 免状返信用封筒（簡易書留扱い）…………… 1 通（2種類以上合格の場合も1通で結構です。）

約 23cm×12cm以内の定形封筒に、あなたの住所（又は勤務先所在地）・氏名及び受験番号を記入し、**郵便切手 380円（簡易書留料金）**を貼付してください。

（注）次ページの「あなたあて」部分を切り取り、返信用封筒に貼付するなどご利用ください。

なお、直接センター窓口での受取りを希望される方は、封筒にかえて「あなたの住所を記入したはがき」（免状交付についてのお知らせに使用）を提出してください。

(3) 既に交付を受けている消防設備士免状（お持ちの方のみ）

お持ちの免状を全て提出してください。

3 申請書の提出先

前記2の書類等を**10月14日（金）まで**に下記のところに**封筒に入れて郵送するか、又は 直接センター窓口に提出**してください。

免状交付申請書の提出先（郵送の場合は宛先）

〒753 - 0072 山口市大手町7 - 4 KRYビル5階
（財）消防試験研究センター 山口県支部

（注1）郵送の場合、次ページの「センターあて」部分を切り取り、封筒に貼付するなどご利用ください。

（注2）山口県支部が入所しているKRYビルは、県庁前の国道9号線沿いにあります。

センター窓口の受付時間

9時～17時（土・日、祝日を除く月曜日～金曜日）

4 免状の交付

郵送分及び窓口提出分の申請書を一括処理し、**10月末に免状を交付する予定**です。

【参考】山口県収入証紙を販売しているところ（センターでは取り扱っていません）

山口県庁、山口県内の各市役所・町役場
山口県の出先機関（県税事務所、土木建築事務所等）、警察署等

（注）県外等で「山口県収入証紙」が購入できない方は、手数料額（2,800円）相当の郵便為替（普通為替又は定額小為替）を送付（申請書と同封）してください。（現金書留でも可）

あなたあて

センターあて

(切り取り)

380円分
の郵便切手
を貼って
ください。

(返信用)

簡
易
書
留

様

(新規作成免状在中)

(財)消防試験研究センター
山口県支部
〒753-0072
山口市大手町7-4 KRYビル5階
TEL (083)924-8679

受験番号

—

郵便切手を
貼ってくだ
さい。

(申請用)

7 5 3 - 0 0 7 2

山口市大手町7-4
KRYビル5階

(財)消防試験研究センター

山口県支部 行

(切り取り)

(申請書・返信用封筒・免状在中)

差 出 人	住所	〒 -
	氏名	

受験番号

—

(切り取り)

受験番号を必ず記入してください。

切り取って、返信用封筒(長さ23cm、
幅12cm以下の定形封筒)に貼り付け
るなどして利用してください。

2種類以上合格された方は、それぞれの受験
番号を上段・下段に記入してください。

受験番号を必ず記入してください。

申請される時、切り取って、封筒に
貼りつけるなどして利用してくださ
い。

2種類以上合格された方は、それぞれの受験
番号を上段・下段に記入してください。

受験申請から免状交付までの流れ

